

木造住宅除却助成事業補助金申請の手引き（除却）

1 対象

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造住宅（賃貸住宅を含む）で、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく耐震診断の総合評点が 1.0 未満（倒壊の可能性がある）のものを除却（解体）する工事に対し工事費用の一部を補助します。

※設計事務所等による事前の耐震診断が必要です。

2 補助金額

耐震補強工事 1 棟 事業費の 23%を補助（補助額は最大 20 万円）

3 補助金申請時に提出するもの（工事を行う前）

- ① 補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ② 見積書の写し
- ③ 位置図（建物の場所がわかる地図等）
- ④ 建物の写真（敷地と建物の確認できるもの）
- ⑤ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築したことを証する書類の写し
（建築確認通知書、固定資産税税台帳登録証明書（家屋）、家屋登記簿謄本など）
※上記の書類で補助金交付申請者と所有者が一致していること。住宅の補助金交付申請者と所有者が異なる場合、又は共有名義の場合でも所有者との関係を示す書類などの添付により、申請できる場合があります。
- ⑥ 耐震診断結果書
- ⑦ 建物の平面図
- ⑧ 建築基準法第 15 条に基づく建築物除却届もしくは建築工事届の写し
※⑥、⑦についてはわが家の専門家診断、既存住宅耐震診断事業を過去に行っている場合は免除になることがあります。（詳しくはお問い合わせください。）

4 実績報告時に提出するもの（工事を行った後）

- ① 実績報告書（第 7 号様式）
- ② 契約書の写し
- ③ 領収書の写し（補助金額以上の領収を行っている場合に限り、その領収書と残金の請求書でも可）
- ④ 除却後の写真（敷地全体がわかる写真）
- ⑤ 補助金支払請求書（第 9 号様式）

5 注意事項

- ・ 工事着工後や契約後では補助金の交付はできませんので、必ず事業着手前に申請してください。 ※対象でない除却工事や事後の補助金申請は受け付けられません。
- ・ わが家の専門家診断は耐震補強を目的とした事業ですので、除却目的での受診はできません。
- ・ 除却に関する各種届出は必ず行ってください。不備がある場合、補助金を交付できない可能性がありますのでご注意ください。
- ・ 建築基準法 15 条に基づく建築物除却届等は工事着手前に提出してください。(補助金申請時に写しが必要となります。)

予算の範囲内での事業となりますので、予算が終了次第受付終了となります。

問合せ 申請書提出先
沼津市 都市計画部 建築住宅局
住宅政策課 空き家・耐震対策係
TEL: 055-934-4885
FAX: 055-934-2310

○手続きフローチャート

